

◎新潟県告示第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年5月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成25年5月7日

至 平成25年5月21日

(2) 場所

ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

イ 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）

胎内市地域整備課都市計画住宅係

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。